

令和7年4月1日

「訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション」  
重要事項説明書

国際医療福祉大学病院訪問リハビリテーション

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(栃木県指定 第 0915210181 号)

当事業所はご利用者に対して、訪問リハビリテーションサービス及び介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 苦情の受付について	4
8. 守秘義務	5
9. 虐待防止について	6
10. ハラスメントについて	6
11. 緊急時・事故発生時の対応について	6
12. 感染症・災害等の発生時における事業の継続について	6
13. その他	7

## 1. 事業者

- (1) 法人名 学校法人国際医療福祉大学
- (2) 法人所在地 栃木県大田原市北金丸 2600 番 1
- (3) 電話番号 0287-24-3000
- (4) 代表者氏名 理事長 高木 邦格
- (5) 設立年月 平成 7 年 4 月 1 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 訪問リハビリテーション事業所・平成 19 年 4 月 1 日指定 0915210181 号  
介護予防訪問リハビリテーション事業所・平成 19 年 4 月 1 日指定
- (2) 事業の目的 介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- (3) 主たる事業所の名称 国際医療福祉大学病院  
所在地・電話番号 栃木県那須塩原市井口 533-11 にしなすの総合在宅ケアセンター内  
0287-37-6322
- (4) 出張所の名称 国際医療福祉大学病院訪問リハビリテーションサテライト事業所  
所在地・電話番号 大田原市北金丸 2600-6 国際医療福祉大学クリニック内  
0287-24-1700
- (5) 事業所長（管理者）氏名 鈴木 裕
- (6) 当事業所の運営方針 利用者個別の心身状況を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。  
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努める。
- (7) 開設年月 平成 19 年 4 月 1 日（サテライト事業所：平成 29 年 8 月 1 日）

## 3. 事業実施地域及び営業時間

### (1) 通常の事業の実施地域

#### 【主たる事業所】

那須塩原市（旧西那須野町、旧塩原町の地域）、大田原市（旧大田原市の地域）

#### 【出張所】

大田原市、那珂川町、那須烏山市

### (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日	但し、12/31～1/3 までを除く
受付時間	月～土曜日	8 時 30 分～17 時 30 分
サービス提供時間帯	月～土曜日	8 時 30 分～17 時 30 分

#### 4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して、訪問リハビリテーションサービス及び介護予防訪問リハビリテーションサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況（介護予防と兼務）〉

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1				所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する
2. 医師	1				指定訪問リハビリテーション等の計画策定を従事者と共同して作成するとともに、指定訪問リハビリテーション等の実施に係わる従事者への指示を行う
3. 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1以上		1以上	適当数	理学療法士等は、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では訪問リハビリテーションを提供した場合、別添料金表のとおり介護保険法に基づく本人負担を徴収いたします。

当事業所が提供するサービスについて、下記の場合があります。

##### (1) サービス内容（約款第6条参照）

1. 健康状態のチェックと相談
2. 機能回復訓練（筋力や体力の強化、関節可動域の改善など）
3. 起き上がりや歩行などの動作訓練
4. 身のまわりの動作（食事・トイレ・着替えなど）の訓練
5. 家事動作や余暇活動獲得の援助
6. 手すり・ベッド・車イスなど福祉用具や住宅改善の相談
7. ご家族（介護者）への介護指導
8. 寝たきりを防ぐための日常生活の指導
9. その他、在宅療養や介護サービスなどに関する相談

##### (2) サービス利用料金（約款第7条参照）

※病院等からの退院、介護老人保健施設等からの退所、介護保険の初回認定日等からの期間、また、予防の方は利用開始からの期間により利用料金が異なります。

※（ ）内は2割負担、【 】内は3割負担の方の料金になります。

利用料金（訪問リハビリテーション費）：308円（616円）【924円】／回（介護の方）  
298円（596円）【894円】／回（予防の方）

（1回20分/週6回まで。ただし、退院・退所日から3ヶ月以内は週12回まで。）

※利用を開始した月から起算して12ヶ月を超えた期間に実施した場合

⇒-30円（-60円）【-90円】／回（予防の方のみ）

※事業所と同一建物の利用者、またはこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合、それぞれの所定単位の 90/100 を乗じた単位となります。また、事業所と同一建物の利用者 50 人以上にサービスを行う場合、それぞれの所定単位の 85/100 を乗じた単位となります。

※事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合  
⇒-50 円 (-100 円) 【-150 円】/回

※中山間地域等の利用者へのサービス提供は、所定単位の 5%を加算させていただきます。

#### 【加算関係】

\*短期集中リハ加算：200 円 (400 円) 【600 円】/日

(退院、退所日または認定日から 3 ヶ月以内の方(ただし週 2 日以上 1 回 20 分以上))

\*訪問リハマネジメント加算 1：180 円 (360 円) 【540 円】

\*訪問リハマネジメント加算 2：213 円 (426 円) 【639 円】

\*訪問リハマネジメント加算 3：270 円 (540 円) 【810 円】

(訪問リハマネジメント加算はいずれも 1 ヶ月に 1 回、介護の方のみ)

\*認知症短期集中リハ加算：240 円 (480 円) 【720 円】/日

\*口腔連携強化加算：50 円 (100 円) 【150 円】(月 1 回を限度)

\*訪問リハ退院時共同指導加算：600 円 (1,200 円) 【1,800 円】(退院時に 1 回)

\*訪問リハ移行支援加算：17 円 (34 円) 【51 円】/日 (介護の方のみ)

\*サービス提供体制加算 I：6 円 (12 円) 【18 円】/回

\*サービス提供体制加算 II：3 円 (6 円) 【9 円】/回

#### (3) 交通費 (約款第 7 条参照)

通常の事業実施地域以外で、中山間地域等に該当しない地区にお住まいの方が、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し交通費として 220 円をいただきます。

#### (4) 利用料金のお支払い方法 (約款第 7 条参照)

前記 (2)、(3) の料金・費用は、1 か月ごとに計算しご請求します。

お支払い方法は原則口座振替です。翌月 20 日に口座振替となります。

お支払い方法については原則口座振替ですが個別に相談対応は可能です。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス内容の変更 (約款第 8 条参照)

1.事業者は、サービス利用当日、利用者の都合により予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。

2.前項の場合に、事業者は所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

## 7. 苦情の受付について（約款第 19 条参照）

### （1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 理学療法士（ 及川 翼 ）

○受付時間 毎週月曜日～土曜日  
8：30～17：30

○電話番号 0287-37-6322

お受けしました苦情につきましては、事務所内に設置してあります苦情処理委員会に  
諮り、対応させていただきます。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

那須塩原市保健福祉部 高齢福祉課	所在地 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2 電話番号・FAX 0287(62)7137・0287(63)8911 受付時間 8:30～17:30
大田原市保健福祉部 高齢者幸福課	所在地 栃木県大田原市本町 1-4-1 電話番号・FAX 0287(23)8740・0287(23)4521 受付時間 8:30～17:30
那珂川町健康福祉課	所在地 栃木県那須郡那珂川町馬頭 555 電話番号・FAX 0287(92)1119・0287(92)1164 受付時間 8：30～17：30
那須烏山市健康福祉課	所在地 栃木県那須烏山市田野倉 85-1 電話番号・FAX 0287(88)7115・0287(88)6069 受付時間 8：30～17：30
栃木県国民健康保険団体 連合会	所在地 栃木県宇都宮市本町 3 番 9 号 栃木県本町合同ビル 6 階 電話番号・FAX 028(622)7242・028(622)7281 受付時間 9:00～16:00

## 8. 守秘義務等について（約款第 11 条参照）

### （1）事業者の守秘義務

事業者、サービス従事者又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者  
及びご家族又は身元引受人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。  
この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

### （2）個人情報の取り扱い

- 1.事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者  
に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 2.前項にかかわらず、次の各号について個人情報の使用、提供、収集については、ご利用  
者及びご家族又は身元引受人からは、「国際医療福祉大学病院訪問リハビリテー  
ション利用同意書」上で、その同意を得ます。
  - 一 介護保険サービス利用のための市町村、その他サービス提供事業者への情報提  
供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供。

- 二 介護保険サービスの質の向上のために、学会、研究会等での事例研究発表等。なおこの場合でも、ご利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 三 教育機関としての学生、実習の受け入れ。学生の同行や実習にご協力をお願いしたいご利用者には事前に説明します。ご協力の同意はご利用者の自由意志によるもので、ご協力されない場合でも何らの不利益な取扱いをすることはありません。また、一度ご協力の意思を表明された後であっても、いつでも同意の撤回ができます。その場合も何らの不利益な取扱いをすることはありません。また、実習を行う学生にも事業者、サービス従事者又は従業員と同様に守秘義務を課しており、ご利用者の情報が外部に漏れることはありません。

## 9. 虐待防止について（約款第 20 条参照）

事業者は虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会、研修を開催します。虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町等へ報告します。

## 10. ハラスメントについて（約款第 21 条参照）

利用者・家族からサービス従事者への暴言、暴行、性的言動等不快に感じる言動はハラスメントです。事業者としてハラスメントは許容できませんのでご理解・ご協力をお願いします。

事業者はサービス従事者らに対してハラスメント防止の研修を実施します。

### 11. 緊急時・事故発生時の対応について（約款 10 条 4 参照）

事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合や事故その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。また重大事故発生時等は適切に市町等に報告します。

### 12. 感染症・災害等の発生時における事業の継続について（約款第 22 条参照）

事業者は、感染症や非常災害の発生時においてもサービスの提供を継続的に実施するための体制を整え、早期の業務再開を図ります。

### 13. その他

- (1) 職員に対する金品等のお心付けはお断りしています。
- (2) ペットをゲージに入れる、リードにつなぐなど安全対策にご協力ください。
- (3) 訪問中の飲酒や喫煙はご遠慮ください。
- (4) 訪問をキャンセルする場合は早めのご連絡をお願いします。